

次世代育成支援に関する行動計画

次世代育成支援対策推進法第3条に定める基本理念に則り、社員・準社員・嘱託員の仕事と子育ての両立を支援するため、次のとおり行動計画を策定する。

1 計画期間

平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間

2 内容

目標1 仕事と育児の両立支援に向けた取組み

【対策】

研修会開催等により意識啓発を行う（平成27年度～）

目標2 ワークライフバランスの実現に向けた取組み

【対策】

- ・ 早帰りデーおよび早帰り運動の周知・徹底を図る（平成27年度～）
- ・ 連続休暇取得推進等により、年休取得を促進する（平成27年度～）

以上